

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

芦屋町長

市町村名 (市町村コード)	芦屋町 (40381)
地域名 (地域内農業集落名)	芦屋町全域 (粟屋、大城、芦屋、山鹿、田屋、正津ヶ浜)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

畑では、主に露地野菜の生産が行われている。認定農業者も営農しており、耕作利用されているが、高齢化などにより今後遊休化する懸念がある。

田では、水稻栽培が行われている。数名の方がメインで耕作されており、自家消費目的で耕作されている方もいる。また、栽培条件の悪い地域では遊休化が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地や施設の維持を行うとともに、耕作者の高齢化により耕作放棄地の発生が懸念されるので、地域内で規模拡大の意思のある経営体に管理を委託する。

芦屋側の露地野菜の栽培については、畑地灌漑施設を利用した栽培を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	85 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への経営意向や貸付意向時期を踏まえながら、随時集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
山鹿地区においては農地の大区画化の検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手だけでなく、地域内外から新規就農者等多様な経営体を受け入れる。また、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJA、担い手と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化のため、農業支援サービス事業者等の農作業委託について担い手等へ周知を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①芦屋町鳥獣被害防止計画に基づき、地域ぐるみの鳥獣対策を実施する。
 ③スマート農業を導入し、作業の効率化や遊休農地の増加を防ぐ。
 ⑦⑧農用地、農道及び水路等の農業用施設の適正な保全管理を行う。